

当社のコーポレート・ガバナンスの状況は以下のとおりです。

コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方及び資本構成、企業属性その他の基本情報

1. 基本的な考え方

当社は、「私たちは常に進化する強い意思を持ち、心一つにして一流に向かい羽ばたき続けます。」を企業スローガンとして掲げ、健全な経営体制のもとお客様から選ばれ続けることが社会的使命であると認識しております。そのためには、単なる法令遵守としてのコンプライアンスだけではなく、より高い企業倫理感に基づいた内部統制システムを構築することが、実効性のあるコーポレート・ガバナンスを実現することと考えております。このことによりさらなる経営の透明性、公正性が図れ、株主を始めとした様々なステークホルダーから信頼され、社会的責任を果たすことに繋がると考えます。

このような考えのもと、当社は執行役員制度を導入し、経営の意思決定・監督機能と業務執行機能を分離することによって、取締役会による業務執行に対する監視を行うと同時に、取締役の業務執行を監視するため監査役を設置しております。

また、反社会的勢力排除に向けては、「市民社会の秩序や安全に脅威を与える反社会的勢力・団体に対して、毅然とした態度で臨み、必要に応じて、外部専門機関(顧問弁護士、警察等)と連携することで、これら反社会的勢力・団体との関係を一切遮断すること」を基本方針としております。

【コーポレートガバナンス・コードの各原則を実施しない理由】

当社は、コーポレートガバナンス・コードに定められた5つの基本原則

- 基本原則1. 株主の権利・平等性の確保
- 基本原則2. 株主以外のステークホルダーとの適切な協働
- 基本原則3. 適切な情報開示と透明性の確保
- 基本原則4. 取締役会等の責務
- 基本原則5. 株主との対話

を真摯に実施しております。

2. 資本構成

外国人株式保有比率 10%未満

【大株主の状況】 更新

氏名又は名称	所有株式数(株)	割合(%)
城北興業株式会社	2,057,100	17.87
東京瓦斯株式会社	1,062,000	9.22
朝日生命保険相互会社	629,000	5.46
株式会社三菱UFJ銀行	570,000	4.95
株式会社ナガワ	499,800	4.34
株式会社三井住友銀行	400,000	3.47
株式会社アルファロード	394,000	3.42
株式会社麻生	392,700	3.41
北村 眞隆	355,900	3.09
株式会社みずほ銀行	350,000	3.04

支配株主(親会社を除く)の有無

親会社の有無

なし

補足説明

3. 企業属性

上場取引所及び市場区分	東京 JASDAQ
決算期	3月
業種	建設業
直前事業年度末における(連結)従業員数	500人以上1000人未満
直前事業年度における(連結)売上高	100億円以上1000億円未満
直前事業年度末における連結子会社数	10社未満

4. 支配株主との取引等を行う際における少数株主の保護の方策に関する指針

5. その他コーポレート・ガバナンスに重要な影響を与えうる特別な事情

経営上の意思決定、執行及び監督に係る経営管理組織その他のコーポレート・ガバナンス体制の状況

1. 機関構成・組織運営等に係る事項

組織形態	監査役設置会社
------	---------

【取締役関係】

定款上の取締役の員数	10名
定款上の取締役の任期	2年
取締役会の議長	社長
取締役の人数	10名
社外取締役の選任状況	選任している
社外取締役の人数	2名
社外取締役のうち独立役員に指定されている人数	2名

会社との関係(1)

氏名	属性	会社との関係()												
		a	b	c	d	e	f	g	h	i	j	k		
初瀬 良治	他の会社の出身者													
池田 俊雄	他の会社の出身者													

会社との関係についての選択項目

本人が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「」、「過去」に該当している場合は「」

近親者が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「」、「過去」に該当している場合は「」

- a 上場会社又はその子会社の業務執行者
- b 上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役
- c 上場会社の兄弟会社の業務執行者
- d 上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者
- e 上場会社の主要な取引先又はその業務執行者
- f 上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家
- g 上場会社の主要株主(当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者)
- h 上場会社の取引先(d、e及びfのいずれにも該当しないもの)の業務執行者(本人のみ)
- i 社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者(本人のみ)
- j 上場会社が寄付を行っている先の業務執行者(本人のみ)
- k その他

会社との関係(2)

氏名	独立役員	適合項目に関する補足説明	選任の理由
初瀬 良治			<p>長年にわたり企業経営に携わった豊富な経験と幅広い見識を有しております。複数の企業において取締役および監査役として培った豊富な経験を活かし、客観的・中立的な立場で経営を監督し、当社取締役会の活性化および当社の企業価値のさらなる向上への貢献が期待できるため、社外取締役として適任であるとの判断によるものであります。</p> <p>また、証券取引所の要件を満たしており、一般株主との利益相反が生じるおそれのない高い独立性を有しているため、同氏を当社の独立役員として指定いたしました。</p>

会社との関係についての選択項目

本人が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「」、「過去」に該当している場合は「」

近親者が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「」、「過去」に該当している場合は「」

- a 上場会社又はその子会社の業務執行者
- b 上場会社又はその子会社の非業務執行取締役又は会計参与
- c 上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役
- d 上場会社の親会社の監査役
- e 上場会社の兄弟会社の業務執行者
- f 上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者
- g 上場会社の主要な取引先又はその業務執行者
- h 上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家
- i 上場会社の主要株主(当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者)
- j 上場会社の取引先(f、g及びhのいずれにも該当しないもの)の業務執行者(本人のみ)
- k 社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者(本人のみ)
- l 上場会社が寄付を行っている先の業務執行者(本人のみ)
- m その他

会社との関係(2)

氏名	独立役員	適合項目に関する補足説明	選任の理由
戸原 健夫			金融機関における永年の経験と財務等に関する豊富な知見を有しており、専門的見地から監査役としての役割を果たすことが期待できるため、社外監査役として適任であるとの判断によるものです。 また、証券取引所の要件を満たしており、一般株主との利益相反が生じるおそれのない高い独立性を有しているため、同氏を当社の独立役員として指定いたしました。
舘 茜			税理士としての専門的な知識と幅広い経験を有しており、それらを当社の社外監査役として当社の監査に活かしていただけるとの判断によるものであります。 また、証券取引所の要件を満たしており、一般株主との利益相反が生じるおそれのない高い独立性を有しているため、同氏を当社の独立役員として指定いたしました。

【独立役員関係】

独立役員の人数

4名

その他独立役員に関する事項

【インセンティブ関係】

取締役へのインセンティブ付与に関する施策の実施状況

実施していない

該当項目に関する補足説明

当社では取締役報酬を業績に連動させておりませんが、今後については当社の経営環境に適したインセンティブの付与について検討してまいります。

ストックオプションの付与対象者

該当項目に関する補足説明

【取締役報酬関係】

(個別の取締役報酬の)開示状況

個別報酬の開示はしていない

該当項目に関する補足説明

連結報酬等の総額が1億円以上である者が存在しないため、個別報酬の開示は行っていません。

報酬の額又はその算定方法の決定方針の有無

あり

報酬の額又はその算定方法の決定方針の開示内容

報酬額は、取締役に対する報酬として、287,078千円、監査役に対する報酬として、38,772千円 計 325,850千円 (役員退職慰労引当金繰入額を含む)となっております。

当社は、役員の処遇に関する規程を取締役会において定めており、報酬の決定については、株主総会で承認された取締役の報酬総額の範囲内で、代表取締役の報酬額を100とした場合に、役職ごとに定められた一定の割合におさめることを規定しております。また、取締役会において会長および社長に一任することができる旨を規定しております。

各取締役の個別の報酬につきましては、取締役会において代表取締役社長川野茂に一任し、同氏が役員の処遇に関する規程に基づき算定し、決定しております。

代表取締役に各取締役の個別の報酬を一任している理由は、当社の企業規模、業績等を勘案し、代表取締役に一任することが適切であり、また、専権事項であるとの認識によるものであります。

決定された個人別の報酬額については、コーポレート本部長、総務部長、企画室担当役員が役員の処遇に関する規程に沿ったものであることを確認し、その旨取締役会に報告しております。

各人の報酬額の12分の1相当額を従業員給与の支給日と同一の日に支給しております。

報酬限度額は、2003年6月27日開催の第55期定時株主総会において、月額2,500万円以内(ただし、使用人分給与、執行役員報酬は含まない。)と決議いただいております。

当社の役員報酬は、基本報酬(固定報酬)のみとなっております。

当社ホームページ内の「株主・投資家情報」ページの「IRライブラリー」に「招集ご通知」および「有価証券報告書」を掲載しておりますので、そちらからも閲覧可能です。

【社外取締役(社外監査役)のサポート体制】

社外取締役(社外監査役)は、計画進捗会議や経営品質委員会に出席しているほか、出席していない経営会議については資料および議事録を配付し、情報共有を図っております。また、取締役会の開催に際して、資料を事前に配付し、社外取締役に対しては企画室担当役員から、社外監査役に対しては常勤監査役から議事内容について事前に説明しております。

2. 業務執行、監査・監督、指名、報酬決定等の機能に係る事項(現状のコーポレート・ガバナンス体制の概要)

当社は「経営の重要事項の決定機能および監督機能」と「業務執行機能」とを分離するために執行役員制度を導入しており、権限委譲と責任体制を明確にすることで、経営の意思決定や経営の効率向上に努め、事業遂行を行っております。

また、職務執行を効率的かつ適切に行うための体制として、社長の直轄組織である監査室、企画室、安全品質管理室を設置しているほか、本部制を採用しており、コーポレート本部、営業本部、エンジニアリング事業本部、パイプライン事業本部を設置し、各室を担当する執行役員、各本部を担当する執行役員本部長および各室・本部内の各部門の長を取締役会において任命しております。

日常の業務執行に際しては、業務分掌規程、職務権限規程に基づき権限の委譲が行われ、各階層の責任者が意思決定ルールに則り業務を遂行しております。また、経営計画のマネジメントについては、毎年策定される年度計画に基づき、各業務執行ラインにおいて目標達成に向けた施策を設け、その実施にあたり、経営目標が当初の予定通り進捗しているか、四半期に一度、計画進捗会議を開催し、検証しております。

経営目標・経営戦略など重要な業務執行戦略等につきましては、毎月一回、定期的に開催する取締役会において決定しておりますが、定例取締役会への付議にあたっては、取締役・執行役員・常勤監査役による経営会議を事前に開催し、取締役会付議事項について十分討議することで意思統一と迅速な施策の実行を図っております。

監査役監査につきましては、常勤監査役2名と社外監査役2名で監査役会を構成し、各監査役は当社の「監査役監査基準」に立脚し、取締役から独立した立場において、取締役、執行役員及び使用人の職務執行が法令または定款等に適合しているかを監査するなど取締役の職務の執行状況の監査を行うとともに、取締役の競業取引、利益相反取引、無償の利益供与等に関し、必要に応じて取締役から報告を求め、当該取引の状況の調査を実施しています。また、監査の方針及び業務の分担等に従い、取締役会、経営会議など重要な会議に出席するほか、取締役等から営業の報告を聞き、重要な決算書類を閲覧し、本社及び事業所の業務及び財産の状況を調査し、必要に応じて子会社から営業の報告を受けています。

常勤監査役は年間監査計画に基づき前述の活動のほか、監査室及び会計監査人とのコミュニケーションに重点を置き、会計監査人の拠点往査の立ち会い、監査室が行う内部統制監査及び業務・コンプライアンス監査の立ち会い、また、社内重要会議の出席、各拠点長とのヒアリング等を行っております。社外監査役は、取締役会、計画進捗会議、会計監査人との意見交換等へ出席し、それぞれの専門的知見や経験を活かした立場から意見を述べております。

内部監査体制につきましては、他の部門とは独立した監査室において、各部署の業務が法令および所定の諸規則、基準に準拠して正しく行われているかについて検証し、問題点の把握・指導・改善勧告を実施すると同時に代表取締役および監査役へ報告しております。また、財務報告に係る内部統制の有効性を確保するための検証・評価を行うために、内部監査計画に沿った内部監査に加え、会社法に基づく業務の適正性・法令順守を確保する体制の運用状況を確認するために、業務・コンプライアンス監査を実施しております。

監査室は常勤監査役と連携し、各部門における契約状況及び完成基準の遵守確認、資金および未収金の回収状況のほか、会社法に基づく業務の適正性等について、検証・指導を行っており、結果については、必要に応じ監査役会に報告し、情報の共有化と業務執行・監督機能の強化を図っております。また、監査室は会計監査人が行なう往査へ同行するとともに、会計監査人と定期的な協議や進捗状況の報告を実施しており、結果については、取締役会および監査役に報告しております。

会計監査につきましては、監査法人と監査契約を結び、定期的な監査のほか、会計上および内部統制上の課題について随時確認を行い、会計処理の適正化に努めております。当社の会計監査業務を執行しております公認会計士は、指定社員 関端京夫氏、同じく小林新太郎氏であり、会計監査業務に係る補助者は、公認会計士8名、試験合格者1名であります。

なお、継続監査年数については、全員7年以内であるため、記載を省略しております。

会計監査人は、法令および基準に基づいた会計監査を実施するほか、内部統制システムが有効に機能しているかについての内部統制監査を実施しております。

取締役候補者の選定につきましては、代表取締役が株主総会に推薦する候補者を取締役会に提案し、取締役会において決定しております。

取締役の報酬につきましては、役員の処遇に関する規程を取締役会において定めており、報酬の決定については、株主総会で承認された取締役の報酬総額の範囲内で、代表取締役の報酬額を100とした場合に、役職ごとに定められた一定の割合におさめることを規定しております。また、取締役会において会長および社長に一任することができる旨を規定しております。

各取締役の個別の報酬につきましては、取締役会において代表取締役社長川野茂に一任し、同氏が役員の処遇に関する規程に基づき算定し、決定しております。

代表取締役に各取締役の個別の報酬を一任している理由は、当社の企業規模、業績等を勘案し、代表取締役に一任することが適切であり、また、専権事項であるとの認識によるものであります。

決定された個人別の報酬額については、コーポレート本部長、総務部長、企画室担当役員が役員の処遇に関する規程に沿ったものであることを確認し、その旨取締役会に報告しております。

各人の報酬額の12分の1相当額を従業員給与の支給日と同一の日に支給しております。

報酬限度額は、2003年6月27日開催の第55期定時株主総会において、月額2,500万円以内(ただし、使用人分給与、執行役員分報酬は含まない。)と決議いただいております。

当社の役員報酬は、基本報酬(固定報酬)のみとなっております。

3. 現状のコーポレート・ガバナンス体制を選択している理由

当社は、社外取締役を2名選任しております。また、監査役会を構成する監査役4名のうち2名は社外監査役であり、取締役会において取締役の業務執行に関し、適宜、意見の表明を行っており、経営監視機能を有しているものと認識しております。また、この体制は当社の企業規模、事業内容に照らし最適な体制であると考えております。

株主その他の利害関係者に関する施策の実施状況

1. 株主総会の活性化及び議決権行使の円滑化に向けての取組み状況

	補足説明
株主総会招集通知の早期発送	定時株主総会についての招集通知を法定期日より3営業日前に発送いたしました。

2. IRに関する活動状況

	補足説明	代表者自身による説明の有無
ディスクロージャーポリシーの作成・公表	ホームページの「株主・投資家情報」 「経営方針」ページに「IR情報開示方針」を掲載しております。	
アナリスト・機関投資家向けに定期的説明会を開催	2021年6月3日、機関投資家向け決算説明会を開催し、代表取締役より「会社概要」「前期決算概要」「中期経営計画の進捗状況」「今年度の業績見通し」について説明いたしました。	あり
IR資料のホームページ掲載	中期経営計画、四半期ごとに作成している「決算のご報告」、株主総会関係資料、その他決算短信等の開示資料を掲載しております。	
IRに関する部署(担当者)の設置	企画室内に兼任の担当者を配置しております。	

3. ステークホルダーの立場の尊重に係る取組み状況

	補足説明
その他	女性役員1名を選任しております。

内部統制システム等に関する事項

1. 内部統制システムに関する基本的な考え方及びその整備状況 更新

当社は個々の業務遂行において、規程等社内ルールはもとより、単なる法令遵守としてのコンプライアンスだけでなく、より高い企業倫理感を社員一人一人に真に理解させ、浸透させていくことを内部統制の最終目標としております。その実現を図るため取締役会において、内部統制システム構築の基本方針を下記のとおり決議しております。

1. 取締役の職務の執行にかかわる情報の保存および管理に関する体制
 - 1.1 代表取締役を含む各取締役が決裁する書類については、当社文書規程に従い適切に保存および管理の運用を実施し、必要に応じて各規程の見直しを行う。
2. 損失の危険の管理に関する規程その他の体制
 - 2.1 当社はグループ全体のリスク管理について定める「リスク管理規程」を制定し、全社的なリスク管理の基本的枠組みを定めるほか、各部門における適切なリスク管理体制を整備する。
 - 2.2 当社は事業運営に重大な影響を及ぼすリスクについて、リスクマップを策定し抽出するとともに、リスクの回避または低減のための対応策について経営品質委員会にて評価し必要に応じて見直しを行う。
 - 2.3 当社は自然災害などの重大災害に備え、「BCP(事業継続計画)」を策定し、役職員に周知するとともに定期的に訓練等を実施する。
 - 2.4 当社はISO9001:2015規格で培ったノウハウを進化させ、当社独自に策定した品質管理システム[QP(Quality Plus)マネジメントシステム]に基づいて、クレーム処理、是正処置、予防処置を実施するとともに、代表取締役を委員長とした品質マネジメント会議にて、情報の共有と全社展開を推進する。
 - 2.5 「個人情報管理規程」、「特定個人情報(マイナンバー)取扱規程」、「情報管理規程」、「情報システム利用規程」に基づき、全社的な情報資産の機密性、安全性、可用性を確保する。
3. 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制
 - 3.1 職務執行に関しては、執行役員制度を導入している。
 - 3.2 事業部制を採用し、取締役会において各事業部を担当する執行役員を任命する。
 - 3.3 社長直轄組織を設置し、取締役会において各直轄組織を担当する執行役員を任命する。
 - 3.4 各本部の各部門の長は、取締役会において任命する。
 - 3.5 経営企画のマネジメントについては、毎年策定される年度計画に基づき、各業務執行ラインにおいて目標達成に向け施策を設け、その実施にあたる。また、経営目標が当初の予定どおり進捗しているか、計画進捗会議にて定期的に業績報告を行い検証する。
 - 3.6 日常の業務執行に際しては、「業務分掌規程」、「職務権限規程」に基づき権限の委譲が行われ、各階層の責任者が意思決定ルールにのっとり業務を遂行する。
4. 当社の取締役および使用人の職務の執行が法令および定款に適合することを確保するための体制および子会社の取締役および使用人の職務の執行が法令および定款に適合することを確保するための体制
 - 4.1 当社は証券取引所におけるコーポレートガバナンス・コードの策定に伴う上場制度の整備を受け、ガバナンスガイドラインを定める。
 - 4.2 当社はより確かなコーポレート・ガバナンスのために、独立役員として社外取締役2名および社外監査役2名を届け出する。
 - 4.3 各部門の長を委員としたコンプライアンス推進会議において定めた年度実施計画の基本方針に基づき、各部門で強化策を展開するとともに、コンプライアンスに関する研修等を実施することによって「協和日成グループ行動基準」の浸透とコンプライアンスマインドの継続的な高揚を図ることとする。また、「協和日成グループ行動基準」において、反社会的な勢力・団体との関係の遮断を明文化することで全社員に対し会社の意思を表明するとともに、本社地区特殊暴力防止対策協議会への加盟、本社・各拠点に不当要求防止責任者を選任し、反社会的な勢力・団体に関する情報の収集・管理や対応マニュアルの整備等、体制構築に向けての検討を行い、積極的に全社展開を推進する。
 - 4.4 内部統制システムの体制整備に関する基本方針にのっとり、財務報告に係る内部統制監査に加え、業務・コンプライアンス監査を実施する。
5. 次に掲げる当社ならびに子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制
 - 5.1 当社の子会社の取締役、執行役、業務を執行する社員、会社法第598条第1項の職務を行うべき者その他これらの者に相当する者(以下「取締役等」という。)の職務の執行にかかわる事項の当社への報告に関する体制
 - 5.1.1 当社は「関係会社管理規程」に基づき、子会社の営業成績、財務状況その他の重要な情報の報告・承認について監督する。
 - 5.1.2 子会社の取締役には当社の取締役または執行役員が1名以上就任する。また、子会社の監査役には当社の取締役・執行役員または監査役が1名以上就任し、子会社における業務および財務の状況を定期的に監督するとともに、重要な情報はその任に当たる取締役・執行役員または監査役が当社の取締役会に報告する。
 - 5.2 子会社の損失の危険に関する規程その他の体制
 - 5.2.1 当社はグループ全体のリスク管理について定める「リスク管理規程」を制定し、同規程に基づきグループ全体のリスクを網羅的・総括的に管理する。
 - 5.2.2 当社は自然災害などの重大災害に備え、「BCP(事業継続計画)」を策定し、子会社の役職員に周知するとともに定期的に訓練等を実施する。
 - 5.3 子会社の取締役等の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制
 - 5.3.1 当社は子会社に対して、当社の職務権限規程に準拠した体制を構築させる。
 - 5.3.2 当社は子会社に対して間接業務(経理、総務関連業務等)の支援を行う。
6. 監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項
 - 6.1 監査役から職務を補助すべき使用人を置くことの求めがあった場合は、その任に対応できる人員を配置する。
7. 6における使用人の当社取締役からの独立性に関する事項および当社の監査役の当該使用人に対する指示の実効性の確保に関する事項
 - 7.1 監査役は職務を補助すべき使用人には、当社の業務執行にかかわる役職を兼任させない。また、当該使用人は、当社の就業規則に従うが、当該使用人への指揮命令権は各監査役に属するものとし、異動、処遇(査定を含む)、懲戒等の人事事項については監査役と事前協議のうえ実施するものとする。
8. 次に掲げる当社の監査役への報告に関する体制
 - 8.1 当社の取締役および使用人が監査役に報告をするための体制
 - 8.1.1 取締役および使用人は、会社に重大な損失を与える事項が発生し、または発生する恐れのあるとき、役職員による違法または不正な行為を発見したとき、その他監査役会が報告すべきものと定めた事項が生じたときは監査役に報告する。
 - 8.2 当社の子会社の取締役・監査役等および使用人またはこれらの者から報告を受けた者が当社の監査役に報告をするための体制
 - 8.2.1 当社グループの役職員は、法令等の違反行為等、当社または当社の子会社に重大な損害を与える事項が発生し、または発生する恐れのあるとき、当社グループの役職員による違法または不正な行為を発見したとき、その他監査役会が報告すべきものと定めた事項が生じたときは監査役に報告する。
 - 8.2.2 当社グループの内部通報制度の担当部署は、当社グループの役職員からの内部通報の状況について、定期的に当社監査役に対して

報告する。

9. 8において報告をした者が当該報告をしたことを理由に不利な取り扱いを受けないことを確保するための体制
- 9.1 当社は、当社グループの監査役へ報告を行なった当社グループの役職員に対し、当該報告を行なったことを理由として不利な取り扱いを行うことを禁止し、その旨を当社グループの役職員に周知徹底する。
10. 監査役職務の執行について生ずる費用の前払いまたは償還の手続きその他の当該職務の執行について生ずる費用または債務の処理にかかわる方針に関する事項
- 10.1 当社は、監査役がその職務の執行について、当社に対し、職務執行に基づく費用の前払い等の請求をしたときは、担当部署において審議のうえ、当該請求にかかわる費用または債務が当該監査の職務の執行に必要でないと認められた場合を除き、速やかに当該費用または債務を処理する。
- 10.2 監査役会が、独自の外部専門家(弁護士・公認会計士等)を監査役のための顧問とすることを求めた場合、当社は、当該監査役の職務の執行に必要でないと認められた場合を除き、その費用を負担する。
- 10.3 当社は、監査役職務の執行について生ずる費用を支弁するため、一定額の予算を設ける。
11. 監査役職務の監査が実効的に行われること確保するための体制
- 11.1 代表取締役その他の取締役は、監査役監査の重要性と有用性を認識し、監査役からの要請に応じて監査環境の整備に努める。
- 11.2 当社は、監査役と代表取締役との定期的な意見交換の実施、内部監査部門との連携体制の整備、会計監査人等の専門家との意思疎通を図るための体制の整備を行う。

2. 反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方及びその整備状況

1. 基本方針

当社は、市民社会の秩序や安全に脅威を与える反社会的勢力・団体に対して、毅然とした態度で臨み、必要に応じて、外部専門機関(顧問弁護士、警察等)と連携することで、これら反社会的勢力・団体との関係を一切遮断することを基本方針としております。

2. 体制の整備

当社は、「コンプライアンス規程」および「協和日成グループ行動基準」を定め、反社会的勢力・団体との関係の遮断を明文化することで、全社員に対し会社の意思を表明するとともに、役員、部所長、コンプライアンス推進リーダーを対象としたコンプライアンス研修会を実施するなど、全社レベルでの浸透を図っております。

今後につきましては、引き続き、総務部において、反社会的勢力・団体に関する情報の収集・管理や対応マニュアルの整備等、反社会的勢力・団体との関係を遮断する体制構築に向けての検討を行い、全社展開を推進してまいります。

その他

1. 買収防衛策の導入の有無

買収防衛策の導入の有無

なし

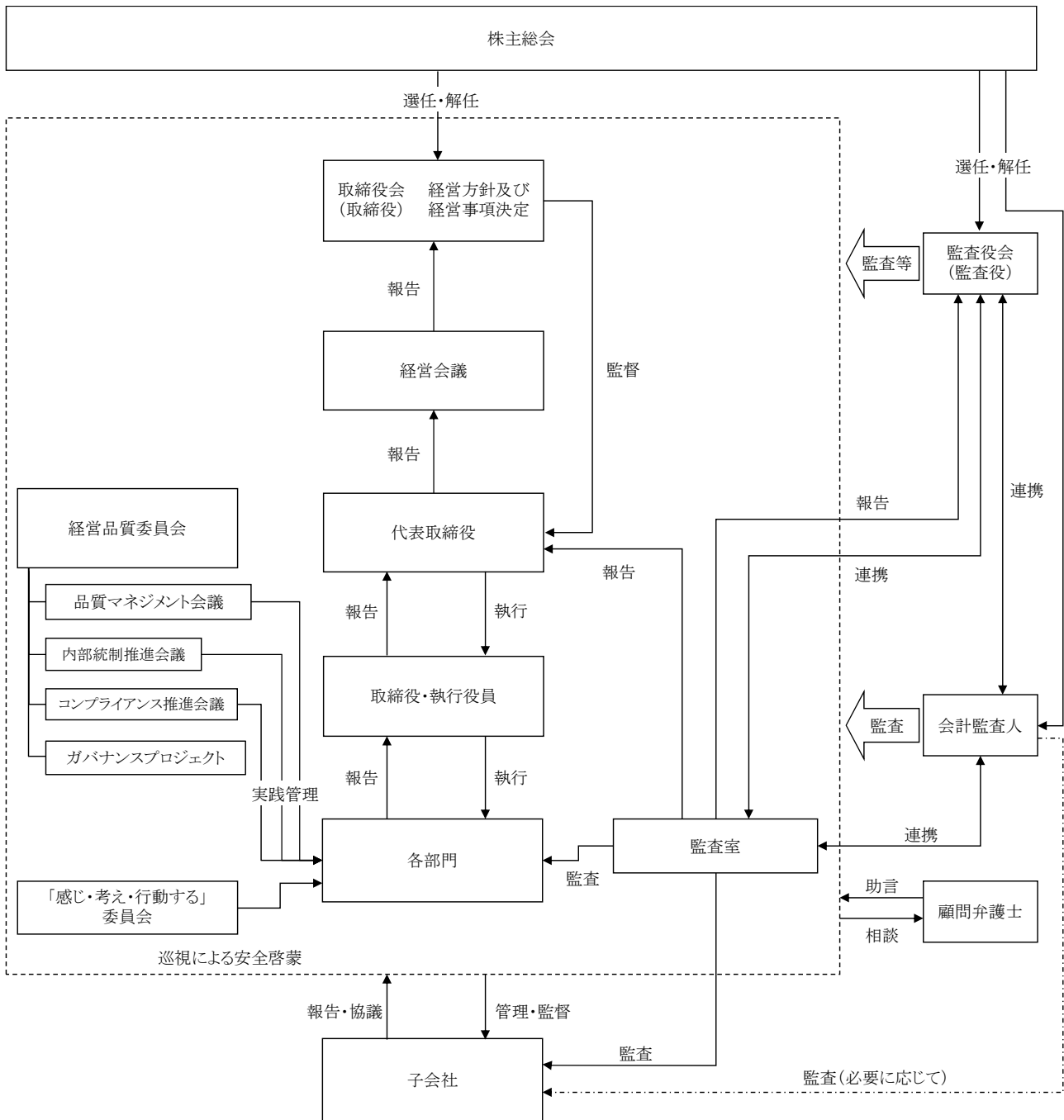
該当項目に関する補足説明

2. その他コーポレート・ガバナンス体制等に関する事項

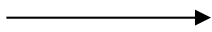
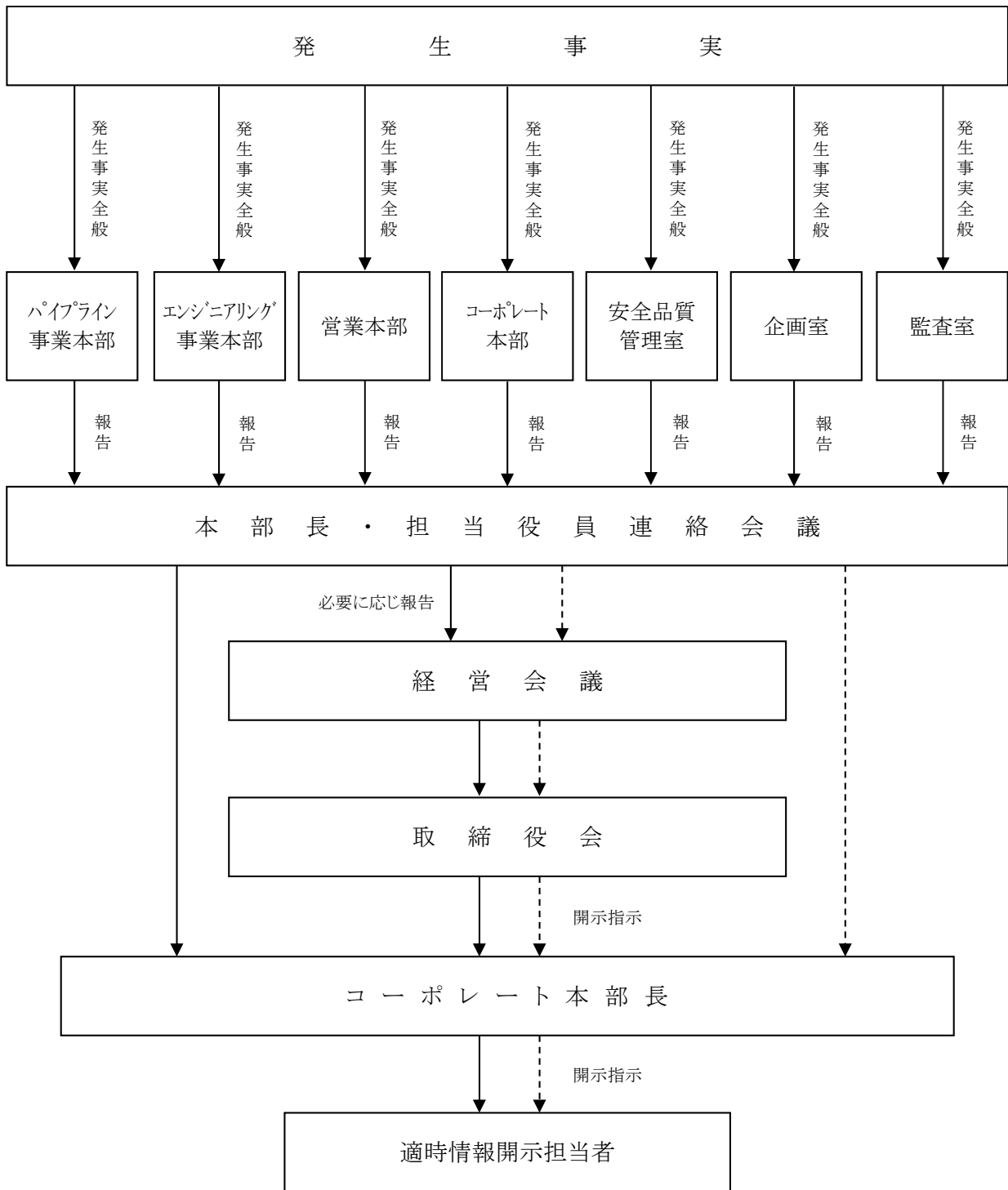
当社におけるコーポレート・ガバナンスの基本的な考え方を実現するために、「経営品質」の向上を目的とした経営品質委員会においてリスクの全体像把握、対策等を検討するとともに、委員会の下に各種会議体を設け、品質管理、内部統制、コンプライアンス、ガバナンスなどについて包括的に検討しております。

会社情報の適時開示に係る社内体制の状況といたしまして、当社は、日常の業務を遂行するなかで発生するさまざまな情報については、それぞれの情報を取り扱う担当本部へ集約され、その中で重要と思われる情報について、本部長・担当役員連絡会議、経営会議及び取締役会に報告されます。また、会社方針等の決定事項についても本部長・担当役員連絡会議、経営会議を経て取締役会に上程され、審議されます。決定された事項は適時開示規則に照らして開示が必要かどうかを判断して、情報取扱責任者であるコーポレート本部長を通じて速やかに情報開示を行います。

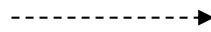
【内部統制を含むコーポレート・ガバナンス体制についての模式図】



【適時開示に係る社内体制図】



発生事実の流れ



決定事実の流れ